

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

あと15日、確定申告はお早めをお願いします

平成29年分の確定申告は、①マイナンバーの記入とその取り扱い方→マイナンバーについて、通知カードのままマイナンバーカードを取得されていない方が複数いらっしゃいます。この場合、当事務所でマイナンバーを取得する際に、昨年と同様に通知カード番号と運転免許証のコピーをご提示いただいております。ご了承ください。②平成29年度は、災害関連支出がある場合の雑損控除等の適用や、復興に向けての資産の購入・費用の支出など、熊本地震の影響が続いております。そのため、昨年に引き続き例年以上に時間がかかり、進行度が遅くならざるを得ない状況となっております。お忙しいとは思いますが、何卒早め早めのご対応をお願い申し上げます。



国の貸借対照表はどうなっているのか？

(Q) 確定申告時期になりますと、こんなに税金を支払っているのに国の財政状態はどうなっているのかと感じます。マスコミや政府は1,221兆円の借入がある等の報道をしますが、借入金もあれば資産もあるはず。差引がどの位の負債があるのか、債務超過なのか、明らかにしたものを公表して欲しいですね。

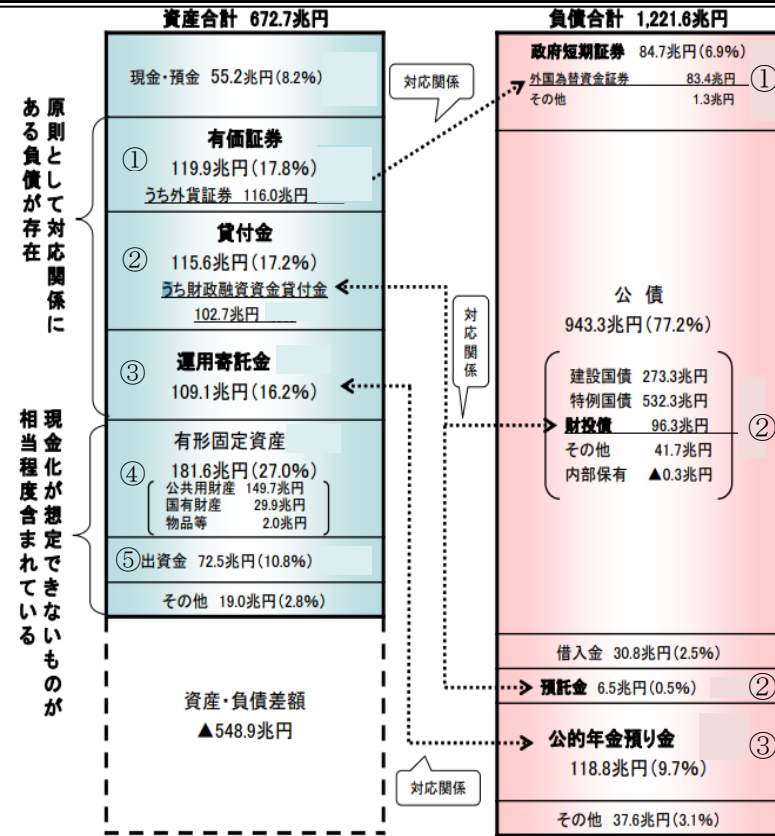
(A) お答えします。ズバリ、548.9兆円です。

財務省は、毎年度、国全体の資産や負債などのストックの状況をわかりやすく開示する観点から、企業会計の考え方及び手法（発生主義、複式簿記）を参考として貸借対照表を作成・公表しています。

平成28年度末において資産は672.7兆円計上されていますが、その大半は換金処分して他の財源に充てることができないものとなっています。以下、右上の図表をご覧ください。

◇(参考) 資産・負債差額(▲548.9兆円)について

資産と負債の差額である資産・負債差額(▲548.9兆円)は、その大部分が過去における超過費用の累積であることから概念的には将来への負担の先送りである特例国債の残高に近いものとなります。



◇資産、負債の科目の中には、運用資産と調達財源がほぼ連動しているものがあります。

①外貨証券：購入のための財源は、外国為替証券の発行により調達しています。

②財政融資資金貸付金：貸付のための財源は、財投債の発行により調達された資金や預託金で構成されています。

③運用寄託金：公的年金預り金（年金給付財源として保有している保険料等の積立金等）を資産運用しているものです。

◇その他の主な資産は以下の通りです。

④有形固定資産：河川や道路といった公共用財産等

⑤出資金：独立行政法人の出資金や政策的に国に保有義務のある株式等

〈西田の私見〉

企業でしたら債務超過であり、すでに倒産しているでしょう。社長や役員の人には責任を取りますが、国は誰も責任を取らないでしょう。安倍首相をはじめ国会議員や公務員の人々が責任を取ったと聞いたことがありませんね。だから、無責任です。ただし、それらの政治家に投票したのは国民です。よって、一人一人の国民が責任を負担することになります。本当に国家財政を考える人を国会に送りたいたいものですね。

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

平成30年2月1日に平成29年度補正予算が成立し、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」（通称：ものづくり補助金）の枠組が確定しました。

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり以下の要件のいずれかに取り組み、3~5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であることが条件です。

- 要件① 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であること
- 要件② 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であること

今回のものづくり補助金は3類型に分かれていることが特徴です。

(1)企業間データ活用型(補助上限額:1,000万円/者※、補助率2/3)

複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。

※連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能

(2)一般型(補助上限額:1,000万円、補助率1/2)※

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

※平成30年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための臨時措置法(仮称)に基づく先端設備等導入計画(仮称)の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

(3)小規模型(補助上限額:500万円、補助率:小規模事業者2/3、その他1/2)

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。(設備投資を伴わない試作開発等も支援)

(1)~(3)共通で、専門家を活用する場合、補助上限額が30万円アップします。

補助金の公募開始は、補正予算成立から1ヵ月程度後とあるため3月以降と思われれます。関心のある方は担当者まで。



毎月の巡回監査遅れてすみません

1月から3月15日まで、年末調整、償却資産申告、確定申告等が続き、皆様にご迷惑お掛け致しております。3月15日を過ぎましたら早急にお伺いさせて頂き
 税理士法人 未来税務会計事務所
 代表社員(熊本) 西田 尚史
 代表社員(川内) 鍋 清見
 外職員一同

国外財産への監視の強化について

以前、パナマ文書やパラダイス文書の公表をきっかけに、タックスヘイブンを利用して税金を逃れる超富裕層が世間を賑わせました。そして、一般資産家の海外資産までも完全網羅する体制が「国際戦略トータルプラン」(平成28年10月公表)に基づき着々と整いつつあります。その一つに、国際課税の司令塔として国税庁国際課税企画官を新設し国税局の専門チーム(重点管理富裕層PT)及び国際税務専門官を増員するほか、富裕者個人だけでなくその関係者や関連法人も管理対象者グループとして徹底的に調べ上げる方針があります。

国外財産とは、「国外にある財産」のことで国外にあるかどうかの判定は、財産の種類ごとに行われます。例えば以下の通りです。

- 例)・不動産又は動産…その不動産又は動産の所在
- ・預金、貯金又は積金…その預金、貯金又は積金の受け入れをした営業所又は事業所の所在
- ・有価証券等…その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

現在、外国への送受金が100万円を超えるときは国外送金等調書制度より金融機関から税務署に情報が送られることになっています。また、居住者(非永住者の方を除く。)の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。詳しくは国税庁のホームページ「国税庁 国外財産」をご覧ください。



無料個別相談会を開催します!

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催いたします。

日時:平成30年3月21日(水)
 ①11:00~12:00 ②13:00~14:00
 ③14:00~15:00 ④15:00~16:00



※上記の時間帯は先着順での受付となるためご希望の時間帯に沿えない場合がございます。
 ※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加くださいませ。※詳しくは別紙にて

相続セミナーを開催します!

相続争いから円満相続に至るまで様々な疑問にお答えします。
 日時:平成30年3月22日(木)
 時間:10:00~11:00(受付開始9:45より)
 場所:男女共同参画センターはあもにい研修室A
 (熊本市中央区黒髪3丁目3番10号)
 定員:先着20名様 ※要予約
 備考:参加費1,000円 ※詳しくは別紙にて



H30年度税制改正セミナーを開催します!

日時:平成30年4月10日(火)
 時間:13:30~17:00(受付開始13:00より)
 内容:第1部 税制改正のポイント・解説
 第2部 消費税を損しないための軽減税率対策
 場所:未来税務会計事務所3階会議室
 (熊本市東区小峯1丁目1番106号)
 備考:参加費無料
 ※詳しくは別紙にて



チラシ配布希望者は担当者まで♪

<企業シリーズ252>



楽天市場の「ショップ・オブ・ザ・イヤー 2017」にて「CSR賞(社会貢献活動)」を受賞されました! おめでとうございます!!



きょう楽天市場のショップ・オブ・ザ・イヤーが発表され、当店は特別賞となるCSR賞(社会貢献活動)を受賞しました。これもひとえに、これまでご愛顧いただいたお客様ならびに熱いご支持を下さった協力会社の皆様のおかげです。心から感謝申し上げます! 出店して10年で初めてこのような賞をいただきましたが、本当にこんなことがあるのかとビックリしています。幸せのあまり3回くらい泣きました。
 一昨年の熊本地震のときには、全国の皆さんから応援していただきました。それが嬉しくて嬉しくて、今度は私たちが熊本から明るいニュースを発信していきたいと思活動してきました。中でも東日本大震災をきっかけに始めた「花で元気募金」は、累計で750万円に迫るお気持ちを寄せていただきました。人口1,200人の戸馳島から感謝の気持ちを込めて、幸せの笑顔の花が全国に咲くようにこれからもがんばります!
 【森水木のラン屋さん 1月29日のFacebookより】

当園について

1972年に二代目の政友が始めた洋ラン栽培は、その後「五蘭塾」というグループに発展。今13軒の仲間と共に戸馳島の基幹産業、そして日本一の産地へと育っています。私たちは「元気な花で笑顔をお届けする」を理念に約300品種の洋ランを一年通じて栽培、年間5万件超の宅配サービスを行っています。将来は100名がキラキラ働ける職場を目指し、地域活性化に取り組みます。この時期は贈答用コチョウランが、生産者ならではのお値打ち価格で選ばれています。まずはお電話でご相談くださいませ!



有限会社 宮川洋蘭
 〒869-3203
 宇城市三角町戸馳 397
 TEL:0964-53-0752
 FAX:0964-52-4246

製作・発行:税理士法人 未来税務会計事務所
 〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
 Tel:096-368-2030 / Fax:096-368-4639
<http://miraizeimu.com/>